

<p>1-4 測量業務費の積算方式</p> <p>1-4-1 測量業務費</p> <p>1. 測量作業費(青本による)</p> <p>2. 諸経費</p> <p>測量作業費に係る諸経費は、直接測量費(成果検定費等を除く)毎に求められた諸経費率を、当該直接測量費(成果検定費等を除く)に乗じて得た範囲内の額とする。</p> <p>※成果検定費等とは下記の項目とする。</p> <p>成果検定費・マイクロフィルム作成費_____</p> <p>1-4-4 安全費の積算</p> <p>1. 安全費 (中略)</p> <p>(1) 交通誘導警備員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。</p> $\text{安全費} = (\text{直接測量費} - \text{往復経費} - \text{成果検定費等}) \times \text{安全費率}$ <p>注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を加える前の費用である。</p> <p>2. 上式の往復経費とは、<u>宿泊を伴う場合</u>で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。</p> <p>(※札幌市の場合、測量業務では一般的に宿泊を伴わないと考えているため、【往復経費】は発生しない。)</p> <p>3. 成果検定費等とは、諸経費の対象としない成果検定費、マイクロフィルム作成費、登記手数料を言う。</p> <p>4. 安全費率については、青本を参照すること。</p>	<p>1-4 測量業務費の積算方式</p> <p>1-4-1 測量業務費</p> <p>1. 測量作業費(青本による)</p> <p>2. 諸経費</p> <p>測量作業費に係る諸経費は、直接測量費(成果検定費等を除く)毎に求められた諸経費率を、当該直接測量費(成果検定費等を除く)に乗じて得た範囲内の額とする。</p> <p>※成果検定費等とは下記の項目とする。</p> <p>成果検定費・マイクロフィルム作成費・登記手数料</p> <p>1-4-4 安全費の積算</p> <p>1. 安全費 (中略)</p> <p>(1) 交通誘導警備員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。</p> $\text{安全費} = (\text{直接測量費} - \text{往復経費} - \text{成果検定費等}) \times \text{安全費率}$ <p>注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を加える前の費用である。</p> <p>2. 上式の往復経費とは、<u>宿泊を伴う場合</u>で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。</p> <p>(※札幌市の場合、測量業務では一般的に宿泊を伴わないと考えているため、【往復経費】は発生しない。)</p> <p>3. 成果検定費等とは、諸経費の対象としない成果検定費、マイクロフィルム作成費、登記手数料を言う。</p> <p>4. 安全費率については、青本を参照すること。</p>	<p>削除</p>
---	---	-----------